

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

| 所管府省 | 支出元独立行政法人の名称 | 支出元独立行政法人の法人番号 | 交付又は支出先法人名称 | 契約の相手方の法人番号 | 名目・趣旨等 | 交付又は支出額 | (会費の場合) 支出先法人が定める会費一口 当たりの金額、もしくは最低限の 金額 | 交付又は支出日等 (支出決定日) | (会費の場合) 支出の理由等 | 公益法人の場合 | |
|-------|-------------------------|----------------|-----------------------|---------------|---------------|---------|---|---------------------|--|---------|-------------------|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国認定、都道府 県認定の区分 |
| 厚生労働省 | 年金積立金 管理運用独 立行政法人 | 9010005010010 | 公益社団法人 日本証券アナリスト協会 | 6010005016687 | 賛助会費 (年会費) | 100,000 | 年会費 100,000 (最低限の金額) | 令和4年4月20日 | 日本証券アナリスト協会は、証券分析技術の向上、普及および証券分析業務に従事する者の育成を図ることにより、証券価格の円滑な形成と証券投資の健全化に資し、もって日本経済の発展に寄与することを目的とした公益社団法人である。 その協会が付与する証券アナリストの資格は、資金運用を行う分野等においては、唯一の公的な資格である。また、当法人においては、中期目標で指示されている「専門性の向上」を図る上で、必要不可欠な存在であるため、その趣旨に賛同し、賛助会員になったところである。 賛助会員になることにより、アナリスト通信教育講座の受講料が割引になるほか、機関誌の無償提供や資産運用に関する最新情報のセミナー・講演会(有料)の内容をインターネット上で視聴(無償)できるなど、メリットを享受できるとともに専門性の向上につながる事となる。 | 公社 | 国認定 |
| 厚生労働省 | 年金積立金 管理運用独 立行政法人 | 9010005010010 | 公益社団法人 日本監査役協会 | 3010005017481 | 会費 (年会費) | 160,000 | 年会費 100,000円 ※2名以上登録する場合 には、2人目から、1人 当たり60,000円を加算 | 令和4年5月20日 | 日本監査役協会は、監査制度について建議等を行うことで監査役等の監査の実効性を図り、もって我が国企業等の適切な運営に貢献し、国政の健全な運営の確保に資すること、また公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化により国民生活の安定向上に資することを目的とする公益社団法人である。 当法人においては、中期目標で監査委員会の機能強化等を行うための体制を整備し、監査委員会の機能の実効性を向上させることが求められている。 当協会に入会することにより、①監査委員会の職務に必要な法律・会計・監査実務等の研修への参加、②監査委員相互の交流を通じた、監査実務に関する情報共有・意見交換、③監査実務に役立つ最新情報の入手、④監査委員会監査を実施する上で、法律解釈等に疑問が生じたときの相談が可能となり、監査委員会監査の品質向上に資することができる。 | 公社 | 国認定 |

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特別民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

(注4)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。